

## 田辺市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、田辺市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉に関する施策を推進するため、田辺市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 保健、医療及び福祉の関係者
- (4) 町内会、自治会等の代表者
- (5) 公募の市民
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員会)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の意見を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

### (書面決議)

第6条 委員長は、緊急を要する場合その他会議を開くことが困難であると認める場合は、書面による決議をもって、会議における決議があったものとみなすことができる。ただし、委員長が選出される前にあつては、市長が認めるときとする。

2 前項の決議は、委員の半数以上からの文書による回答をもって成立するものとする。

3 議事は、委員からの文書による回答の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

よる。

(作業部会)

第7条 市長は、計画の素案を作成させるため、作業部会を置く。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。